

富士吉田市農業委員会 令和5年12月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年12月26日（火）

2 招集場所 美化センター3階会議室

3 出席委員（12名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第7番	遠山まさの	第8番	渡邊 孝治
第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明
第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 第6番 渡邊和英 第9番 宮下師貴

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時05分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 12 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、渡邊和英委員及び宮下師貴委員より欠席の旨の報告が来ております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 14 番 滝口 倉一 委員、第 1 番 藤井 與三郎 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 07 分休憩）

（午後 2 時 10 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の16号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、営農拡大を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の16号の申請地は、新屋山神社の北東、約180mに位置しています。申請地は、農地として保全されており、今後は、トウモロコシや季節野菜を作付けする予定だそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号3の15及び17号につきましては、いずれも譲受人が申請地を譲り受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。

譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上より、農地法第3条の許可要件に該当するため、申請者は譲受人としての要件を満たしているものと考えます。なお、受理番号3の15号の案件につきましては、隣接する4506番1及び2につきまして受理番号第5の51号で第5条の申請が出ております。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の15号の申請地は、パチンコワンダーの北、約70mに位置し、農地として保全されており、今後は、季節の野菜を作付けする予定だそうです。

次に、受理番号3の17号の申請地は、笹子スポーツ広場の北西、約110mに位置しています。申請地は、農地として保全されており、今後は、馬鈴薯や水かけ菜を作付けする予定だそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号3の18につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。

譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の18号の申請地は、上暮地浅間神社（仙の宮）の南西、約110mに位置しています。申請地は、農地として保全されており、今後は、季節の野菜を作付けする予定だそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。以上により、議案第1号の農地法第3条許可申請の4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の19号につきましては、申請人が申請地を住宅敷地として利用していた追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。次に受理番号4の20号につきましては、申請人が申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の19号の申請地は、プラージュ富士吉田店の東、約70mに位置しております。始末書によりますと、昭和40年に亡き夫の父親が店舗併用住宅を建築したものです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に受理番号4の20号の申請地は、富士見町団地の南、約200mに位置しておりま

す。専用住宅を建築予定であり、必要書類も添付されているため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の21号については、申請人が申請地を作業所用地として使用していた追認案件であります。用途地域外の第2種農地に相当する土地であります。住宅や工場の連坦する地域であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の21号の申請地は、シュヴァルの北西、約70mに位置しております。始末書によると昭和58年頃に大工工事の作業場として利用するために建築して以来、作業場の敷地として利用していたそうです。必要書類も添付されており、特に問題もなく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第2委員会の転用許可申請2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の47号につきましては、住宅進入路として使用していた申請地を、譲受人が譲渡人より譲り受ける追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の51号につきましては、申請人が申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。なお、この案件の隣接地が先ほどご審議いただきました、第3条の案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の47号の申請地は、あきやま歯科の北東、約180mに位置しています。始末書によると平成20年頃から道路として利用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の51号の申請地は、パチンコワンダーの北、約70mに位置し、譲受人の所有に係る専用住宅を建築する予定です。添付書類も揃っており許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第3委員会の3件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の48及び50号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建築用地とするものです。次いで、受理番号5の52号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、資材置き場とするものです。

いずれも用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。12月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の48号の申請地は、旭町のゴルフ打ちっ放しの入り口に位置しています。また、受理番号5の50号の申請地は、小麦工房木馬の南西、約50mに位置しています。いずれも専用住宅を建築する予定であり、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の52号の申請地は、旭町会館の北東、約220mに位置し、山を背負う位置にあります。必要書類も添付されており、特に問題もなく、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

こちらの受理番号5の49号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

なお、進入路にあたる地番 559 番 6 については、平成 28 頃に砂利敷きにしており、農転前に行われておりますので、始末書を徴しております。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 4 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 4 委員会（権正 常夫 君）

第 4 委員会から報告いたします。12 月 21 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 49 号の申請地は、旧都留信用組合大明見支店の西、約 90m に位置しております。息子が父親の土地を借り受け、専用住宅を建築するものであり、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 4 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 4 委員会の 1 件について採決いたします。第 4 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号の農地法第 5 条許可申請の 6 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数 9 件です。筆数累計は 16 筆、面積合計は 21,051 m²です。全て再設定の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

今回の利用権については、全て再設定の案件であります。ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。以上で、令和5年12月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局

次回、1月29日に令和6年1月定例総会がございますが、場所につきましてはまだ西会議室が使えませんが、今回と同じ美化センター3階の会議室になります。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時03分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年12月26日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 滝口 倉一

委 員 藤井 與三郎